

日時 令和3年9月7日（火） 午前11時15分～

場所 大阪府新別館南館8階大研修室

<次 第>

1 開 会

2 議 題

- (1) 公立大学法人大阪の定款の変更（案）について
- (2) 公立大学法人大阪に係る第1期中期目標の変更（案）について
- (3) 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更（案）について
- (4) その他

3 閉 会

<資料>

資料1 公立大学法人大阪の定款の変更（案）について

資料2 公立大学法人大阪に係る第1期中期目標の変更（案）について

資料3 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更（案）について

参 考 関係法令

別添資料1 公立大学法人大阪の定款（全文【変更後】）

別添資料2 - 1 公立大学法人大阪に係る第1期中期目標（新旧対照表）

別添資料2 - 2 公立大学法人大阪に係る第1期中期目標（全文【変更後】）

別添資料3 - 1 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（新旧対照表）

別添資料3 - 2 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（全文【変更後】）

参考資料1 公立大学法人大阪運営協議会規約・名簿

<概要>

新大学(大阪公立大学)の設置等について、定款を変更するもの。(地方独立行政法人法第8条第2項)

<主な変更内容>

改正案	現行														
<p>(大学等の設置) 第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪公立大学</td><td>大阪市阿倍野区</td></tr><tr><td>大阪公立大学工業高等専門学校</td><td>寝屋川市</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	大阪公立大学	大阪市阿倍野区	大阪公立大学工業高等専門学校	寝屋川市	<p>(大学等の設置) 第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪府立大学</td><td>堺市中区</td></tr><tr><td>大阪市立大学</td><td>大阪市住吉区</td></tr><tr><td>大阪府立大学工業高等専門学校</td><td>寝屋川市</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	大阪府立大学	堺市中区	大阪市立大学	大阪市住吉区	大阪府立大学工業高等専門学校	寝屋川市
名称	所在地														
大阪公立大学	大阪市阿倍野区														
大阪公立大学工業高等専門学校	寝屋川市														
名称	所在地														
大阪府立大学	堺市中区														
大阪市立大学	大阪市住吉区														
大阪府立大学工業高等専門学校	寝屋川市														
<p>(定数) 第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事2人以内を置く。</p>	<p>(定数) 第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。</p>														

<概要>

新大学(大阪公立大学)に関する目標を定める等、同法人の中期目標を変更することについて議決を求めるもの。(地方独立行政法人法第25条第3項)

<主な変更内容>

- 現行の府大・市大の目標、新大学基本構想で示された方向性を踏まえ**大阪公立大学の目標**を策定。
- 大阪公立大学の目標において、大阪の発展に貢献する2つの新機能「**都市シンクタンク機能**」・「**技術インキュベーション機能**」の**充実・強化**や**国際力の強化**に向けた取組みを記載。
- 「大阪府立大学工業高等専門学校¹の改革について」(令和3年1月策定)を踏まえ、**高専に関する目標**を変更。
- 法人に関する目標等において、**大学統合効果を最大限発揮**させる旨を記載。

公立大学法人大阪に係る第1期中期目標の変更概要

<前文>

- 新大学基本構想に基づく取組を進め、大阪公立大学は、**公立大学としての強みを存分に発揮し、世界水準の高度研究型大学を目指す**。法人は、**大学統合による効果を最大限発揮**させ、新しい価値を創造し、大阪公立大学及び高専の価値を向上させる。

<大阪公立大学に関する目標>

- 「教育」、「研究」、「社会貢献」に関する目標に加え、「都市シンクタンク機能」及び「技術インキュベーション機能」に関する目標や「国際力の強化に関する目標」を記載。

- (1) 教育に関する目標：地域社会から国際社会まで幅広く活躍できる人材の育成
- (2) 研究に関する目標：イノベーション創出や現代社会の課題解決に資する先端研究・異分野融合研究等を推進
- (3) 社会貢献に関する目標：諸機関との連携強化、地域で活躍する人材の育成、生涯学習への貢献、産業活性化
- (4) 大阪の発展に貢献する2つの新機能に関する目標：都市シンクタンク機能及び技術インキュベーション機能の充実・強化
- (5) 国際力の強化に関する目標：英語教育の強化などによるグローバル人材の育成、留学生の受け入れ推進
- (6) 附属病院に関する目標：高度・先進医療の提供、高度専門医療人の育成、地域医療及び地域住民への貢献

<高専に関する目標>

- **DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進**など、**Society5.0に対応したリーダー的資質を備える実践的技術者を養成**する。

<大阪府立大学及び大阪市立大学に関する目標>

- 両大学に在学生在がいなくなる日までの間、継続して質の高い教育を保障する。

<業務運営の改善及び効率化に関する目標>

- **理事長**はマネジメント力を発揮して戦略的に**法人経営**を行い、**学長及び校長**は**リーダーシップ**をもって**教育研究等**を推進し、法人の経営及び大学・高専の運営において、**更なるガバナンスの強化**を図る。

<財務内容の改善に関する目標>

- 効率的な運営や資産の効果的な活用を推進し、教育研究の充実等につなげる。

<その他業務運営に関する重要目標>

- 新施設(住吉市民病院跡地)の開設に向けた取組の推進、環境マネジメント、安全・危機管理等

(3) 公立大学法人大阪が徴収する料金の上限の変更(案)について 資料3

<概要>

公立大学法人大阪において、新大学(大阪公立大学)設置認可に伴い、公立大学法人大阪が運営する大学等の料金上限の変更について認可するもの。(地方独立行政法人法第23条第2項)

<主な変更内容>

- **大阪公立大学の設置に伴い**、大阪公立大学及び現行の大阪府立大学・大阪市立大学の授業料等の上限額を、公立大学法人大阪が運営する大学に係る授業料等の上限額として定める。
(上限額は、現行の府立大学・市立大学と同額)

		府大		市大	
授業料	学生	年額	535,800円	年額	535,800円
	科目等履修生	1単位	14,800円	1単位	14,800円
	研修生・研究生	月額	29,700円	月額	29,700円
	特別履修生	1単位	14,800円		—
	特別研究生	月額	29,700円		—
実験機器充実負担金 ・実習充実負担金		年額	185,000円		—
学位論文審査料		1件	57,000円	1件	57,000円
卒業証明書等交付手数料		1通	400円		—
【参考】徴収額		在学生	無料	在学生	100円
		卒業生等	400円	卒業生等	300円

大阪公立大学		備考
年額	535,800円	現行と同額
1単位	14,800円	
月額	29,700円	
1単位	14,800円	
月額	29,700円	
年額	185,000円	
1件	57,000円	
1通	500円	改定
在学生	無料	
卒業生等	500円	

※1 法科大学院の学生の授業料の上限については、年額804,000円(現行通り)。

※2 獣医臨床センターの診察料等、医学部附属病院の使用料等の上限については、現行通り。

※3 上記に定めるもののほか、料金を徴収する必要がある場合の上限額は、実費相当額とする。(対象：研究料、公開講座の受講料、研究用の機器の利用料等)

地方独立行政法人法（抜粋）

（定款）

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 目的
．．．（中略）．．．
- 2 **定款の変更は、設立団体**（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））**の議会の議決を経て**前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、**あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 **設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。**

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき**業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。**当該中期目標を変更したときも、同様とする。

．．．（中略）．．．

- 3 **設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。**

（設立団体が二以上である場合の特例）

第123条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る．．．（中略）．．．**第23条第1項、第25条第1項**及び第2項第1号、．．．（中略）．．．**に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。**